

基 発 第 0125001 号

平成 19 年 1 月 25 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

平成 18 年度中央労働基準監察結果の概要について

標記について、別添のとおり取りまとめたので、今後の行政運営においてより効果的な行政展開を図るため、取り入れるべき事項は積極的に取り入れ、また、改善を図るべき事項については同種の問題点が認められるか否かを精査し、必要と認められる場合には、早期かつ確実に改善を図られたい。

なお、本監察結果の概要は、外部に公表することを前提としているものではないので、取扱いについては十分注意されたい。

また、労働基準部及び各署配布分については、別途それぞれ送付することとしているので了知されたい。

(別添)

平成18年度中央労働基準監察結果の概要

平成19年1月

厚生労働省労働基準局

目 次

概況	1
第1 行政の重点化を指向した総合的な労働行政の展開	2
1 行政課題の把握	2
2 各部署間の連携	2
第2 主要対策の推進状況	3
1 一般労働条件の確保・改善対策等の推進	3
(1) 一般労働条件の確保・改善対策	3
(2) 労働時間対策	4
ア 労働時間管理の適正化の徹底	4
イ 時間外労働の限度基準の遵守徹底	5
ウ 労働時間等設定改善法の円滑な施行	5
(3) 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進	5
ア 自動車運転者	6
イ 労働者派遣事業及び業務請負業における労働者	6
ウ 外国人労働者、技能実習生	6
エ 有期契約労働者	7
2 最低賃金制度の適正な運営	7
3 過重労働の防止等労働者の健康を確保するための対策の展開	8
(1) 過重労働による健康障害防止のための対策の推進	8
(2) アスベストによる健康障害の予防対策の推進	8
(3) その他の職業性疾病予防対策の推進	10
(4) メンタルヘルス対策の推進	10
4 労働災害を大幅に減少させるための対策の展開	11
(1) 死亡災害等労働災害防止対策	11
(2) リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進	12
第3 年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況	13
1 年間監督指導計画の策定状況	13
2 年間安全衛生業務計画の策定状況	14
3 年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定に当たって局の 署に対する組織的な指導調整	14
第4 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況	15
1 申告・相談事案への対応	15
2 監督指導業務の実施状況	16
(1) 監督指導の実施状況	16
(2) 司法処理の取組状況	17

3	安全衛生業務の実施状況	18
第5	その他	19
1	地方労働基準監察監督官制度の運営状況	19
2	適正な個人情報の管理	19
3	業務運営体制の整備	19

概 況

平成 18 年度の労働基準行政（労災補償行政に係るものを除く。）に係る中央労働基準監察（以下「中央監察」という。）は、東京、大阪を始めとする 23 の都道府県労働局（以下「局」という。）及びその管下の 35 の労働基準監督署（以下「署」という。）に対し、①地方労働行政運営方針等を踏まえた、管内の経済・雇用情勢及び産業・就業構造の変化等に的確に対応した重点課題の選定と重点指向に徹した業務運営の状況、②総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた、労働基準部と局内他部室との連携、労働基準部内各課室・署内各課（方面）の連携及び局の署に対する指導調整並びに局・署の各級管理者による進行管理等の状況、③新たな法令及び制度の改正の内容や趣旨を踏まえた業務運営の状況、④過去の中央監察において指摘された事項に対する対応状況、⑤上記事項が適切に行われていない場合の原因究明及び対応状況、⑥局・署の業務運営に関して、本省の施策に反映すべき事項の有無及びその業務運営の状況について実施した。

その結果をみると、申告・相談件数が引き続き高水準で推移し、また、近年、減少傾向にあった労働災害発生件数が増加に転じ、さらに、アスベストによる健康障害や過重労働・賃金不払残業の問題などに対する社会的関心が高まりをみせているなど、労働基準行政に対するニーズが多様化しつつ増大している状況下において、総じて各局とも、総合的な労働行政を展開するという視点を踏まえた上で、管内における行政需要を的確に把握し、各部署間の連携を図りながら効果的な行政運営に努めており、また、過重労働による健康障害の防止等改正法令の内容や趣旨を意識した積極的な業務運営を図っている状況がみられる。

しかしながら、一方では、今後とも厳しい定員事情の中での行政運営が求められる状況下において、局からの適切な指導調整の下で局・署が一体となり、その有する主体的能力を効率的かつ効果的に使って従来から実施している各種対策を推進するという観点及び行政の重点課題等として社会的関心が高い対策をより積極的に推進するという観点から、なお改善を要する事項が少なからず認められる。

このため、監察結果の概要として、下記のとおり、今後において行政を的確に運営するため早急に改善を図ることが必要な事項を取りまとめるとともに、独自に創意工夫を凝らして取り組んでいる事項など、各局の行政運営上参考になり得ると考えられる事項を取りまとめたところである。

本年度、中央監察の対象となった局はもとより、対象とならなかった局においても、今後の行政運営においてより効果的な行政展開を図るため、取り入れるべき事項は積極的に取り入れ、また、改善を図るべき事項については同種の問題点が認められるか否かを精査し、必要と認められる場合には、早期かつ確実に改善を図ることが求められる。

第1 行政の重点化を指向した総合的な労働行政の展開

1 行政課題の把握

総じて各局とも、重点化を図った地方労働行政運営方針等を策定し、これを広く職員に周知することにより職員の共通認識を形成しつつ効率的な行政運営に努めており、その策定に当たっては、申告・相談の状況、労働災害の発生状況、就業規則届等の各種届出等の情報を幅広く収集するとともに、監督指導等や自主点検の結果等これまでの行政実績を把握・分析することにより、管内状況の変化に対応した行政課題の的確な把握に努めている状況がみられる。

しかしながら、一部の局においては、次のような問題点がみられる。

- (1) 当該年度の行政運営の推進状況の把握と次年度以降の行政運営に資するため、毎年行っている行政効果の把握が、①外国人労働者対策と介護労働者対策のように対象事業場が明らかに異なり、各重点対象の抱える問題点も異なっている対象を一括して取りまとめている、②監督実施事業場数、違反件数及び違反率の集計など単に計数的な把握にとどまり、法違反の原因や態様に踏み込んだ分析を行っていないなど、当該重点対象における問題点の所在や次年度以降における継続的な取組の必要性等に係る検討に資するための効果的な資料となっていないもの
- (2) 労働災害防止対策における重点対象ごとの行政効果の把握が、監督指導結果など監督担当部署の活動内容のみを対象としているため、個別指導結果など安全衛生担当部署の活動内容を含めた行政実績の総合的な評価ができるものとなっていないもの
- (3) 第三次産業の労働災害が増加傾向にあり、全産業の約 25%を占めているにもかかわらず、その分析を非工業的業種として一括りにしたものでしか行っていないため、労働災害防止対策を講ずる上で業種ごとに取り組むべき課題が把握されず、的確な行政手法の選択等に資するものとなっていないもの

2 各部署間の連携

各局とも、労働基準部内、署内の各部署及び局・署の連携並びに局内他部室や公共職業安定所（以下「所」という。）との連携を図り、総合的な労働行政を展開しており、例えば、改正労働安全衛生法（以下「改正安衛法」という。）の説明会において、労働保険徴収室及び雇用均等室にも参加を呼び掛け、各部署の重点課題の説明を併せて行うなどの取組を行っているものがみられ、中には、次のような取組を行っているものがみられる。

- (1) 署が主催する講習会へ所の職員が参加し、改正高齢者雇用安定法の周知・啓発について説明を行うとともに、
を確実にしているもの
- (2) 最低賃金の周知について、賃金課長と職業安定課長の連名により、所長に対してポスターの掲示、リーフレットの配置などを行うよう指示しているもの

(3) 2 署の管内にまたがって多数存在する国際空港関連の物流業者について、長時間労働や多発傾向にある労働災害という問題点の解消を図るためには、組織化を図り、自主的な労務改善及び安全衛生活動を促進させることが不可欠との判断の下、管轄する 2 署の連携した取組により、労務・安全衛生協議会を設立させ、情報交換、研修会の開催など計画的な活動を促進しているもの

(4) 署において、

を確認し、その是正を図らせているもの

しかしながら、一部の局においては、局安全衛生課が社会福祉施設に対して、介護労働者の腰痛防止に係る自主点検を実施するに当たり、一般労働条件の確保・改善対策においても社会福祉施設が重点対象として掲げられていることから、監督課に連携を打診したものの、その後の十分な検討が行われず、適切な連携が図られていないものがみられる。

第 2 主要対策の進捗状況

1 一般労働条件の確保・改善対策等の推進

(1) 一般労働条件の確保・改善対策

総じて各局とも、管内の実情を幅広く俯瞰し、各種情報等から一般労働条件に係る問題点が存する業種等を的確に選定し、中長期的な視点を持って、自主点検、集団指導、監督指導など各種行政手法を有機的に関連付けながら計画的かつ効果的に推進している状況がみられる。

しかしながら、一部の局においては、次のような問題点がみられる。

ア

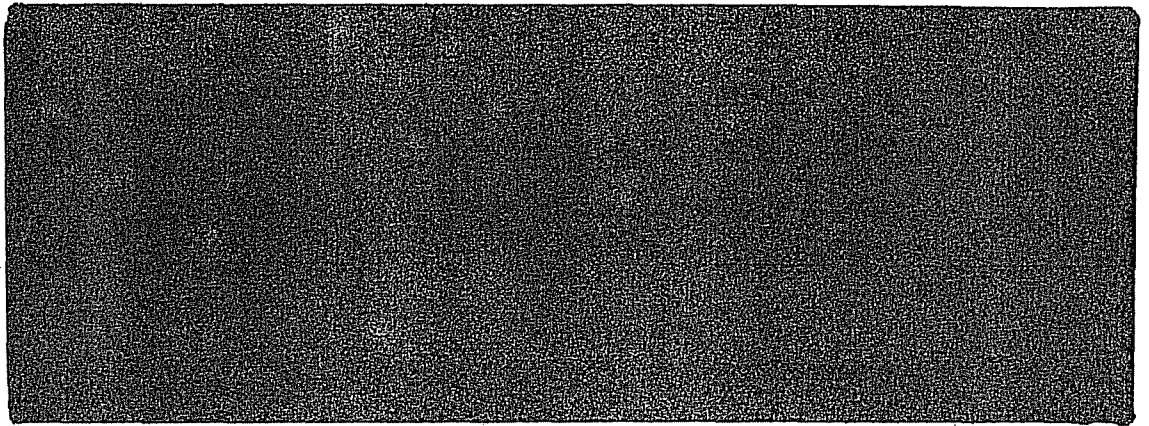
局が的確な指導調整を行っていないもの

イ

結果

として、監督実施率が低調となっているもの

ウ



- エ 3か年計画の策定に当たり、局が共通して取り組むべき行政課題、重点対象及び局・署の実施事項を具体的に示していないため、各署の策定した同計画をみると、重点対象やこれに対する行政手法が局として統一されておらず、局全体の行政課題への重点的な取組ができていないもの
- オ 定期監督の重点対象区分である「一般労働条件確保」の中に、中長期的な視点をもって能動的に取り組むべき局指定6業種と受動的な情報に基づく監督が設定されており、近年は、投書等が増加して情報に基づく監督の業務量が増大し、局指定6業種に対する監督指導がほとんど実施できていない状況にあるにもかかわらず、計画策定段階でこのような実情を踏まえた必要な業務量を計上していない結果、本年度においても情報に基づく監督の業務量が計画を大幅に上回り、局指定6業種への監督指導がほとんど実施できず、中期計画の推進に大きな支障を来しているもの
- カ 3か年計画においては重点対象を選定しているのみで、各年に講ずべき行政手法や投入すべき業務量等を重点対象ごとにあらかじめ定めていないことから、実質的には単年度ごとの計画が策定されているに過ぎず、中期計画の趣旨を踏まえた計画となっていないもの

(2) 労働時間対策

ア 労働時間管理の適正化の徹底

総じて各局とも、賃金不払残業総合対策要綱等に基づき賃金不払残業の解消に向けた総合的な対策を推進しており、11月の「賃金不払残業解消キャンペーン月間」を中心として、その解消に向けた労使の主体的な取組を促進するとともに、労働時間管理に問題があると認められる情報を把握した場合には、積極的に監督指導を実施するなど効果的な取組を行っている状況がみられ、中には、次のような取組を行っているものがみられる。

- (ア) 政労使により構成される会合の場において、過重労働や賃金不払残業の防止を徹底するため、政労使全体で取組を行うことの重要性について理解を求めたところ、共通の理解が得られ、三者連名による労働時間の適正な管理に関するパンフレットを作成・配布するなど、効果的な啓発活動を展開しているもの

(イ)

イ 時間外労働の限度基準の遵守徹底

総じて各局とも、時間外労働協定届（以下「協定届」という。）の窓口指導については、本省指示を踏まえた適切な対応に努めている状況がみられるが、一部の局においては、協定届の受理時において、時間外労働の限度基準に適合していないにもかかわらず、必要な指導を行っていないものや、時間外労働の限度基準に適合していないことから、不備返戻し再提出を指導しているにもかかわらず、その後の提出状況を確認していないものがみられる。

ウ 労働時間等設定改善法の円滑な施行

総じて各局とも、労働時間等設定改善法については、労働時間設定改善コンサルタント（以下「コンサルタント」という。）の活用を図りつつ、

円滑な施行に努めている状況がみられ、中には、次のような取組を行っているものがみられる。

(ア) 県下全体に労働時間等設定改善法の周知を図るため、県の広報ラジオ番組にコンサルタントが出演し、同法等の説明をするほか、県広報誌へ掲載する原稿作成などコンサルタントの積極的な活用を図った結果、同法等に関して多くの問い合わせが寄せられているもの

(イ) ブロックを対象とする仕事と生活の調和推進プログラムについて、4回の推進会議を開催し、調査・検討を進めた結果、冬期積雪シーズン、農繁期などにおける時間休暇制度を推奨するなど、地域の特性を踏まえた同プログラムを策定し、これをリーフレットとしてブロック内の各局へも配布するなどによりブロック全体に周知を図るとともに、仕事と生活の調和のためのシンポジウムの参加者に対して、プログラムに掲げる実施事項についての意識アンケートを行うなど、計画的かつ積極的な取組を行っているもの

(3) 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

ア 自動車運転者

総じて各局とも、自動車運転者に係る労働時間等の労働条件の確保を重点課題として取り組んでいる状況がみられる。

トラック事業者に対しては、少なからぬ局においては、適正な輸送時間を確保するためには荷主の発注条件による要因が大きいとの観点から、荷主団体に対して文書により要請を行うなどの取組がみられ、中には、局独自に作成し、その普及に努めてきた荷主として考慮すべき指針について、ジャストインタイム納入の進展等貨物輸送をめぐる昨今の環境の変化等も踏まえた改定をすべく、荷主及びトラック事業者を対象とした発注条件等の問題等に関するアンケート調査を実施した上で、トラック協会及び地方運輸機関との協議を経て、荷受け・荷卸し時の待ち時間の短縮等具体的な事項を同指針に追加するとともに、警察機関及び地方運輸機関との三機関連名により、荷主団体に対して同指針の周知についても要請を行うなど積極的な取組を行っているものもみられる。

また、タクシー事業者に対しては、総じて各局とも、労働基準監督機関と地方運輸機関との合同監督・監査について、両機関における十分な協議を行い、調査事項等の役割分担を明確化した上で、積極的に取り組んでいる状況がみられる。

イ 労働者派遣事業及び業務請負業における労働者

総じて各局とも、労働者派遣・業務請負業における労働者の労働条件の確保については、需給調整事業担当部署との連携を図りつつ、集団指導を実施するほか、

偽装請負事案の情報提供、共同監督の実施など積極的な取組を行っており、中には、①需給調整事業担当部署との月1回の定例打合せを行う中で、当該重点対象に対する取組に係る相互の連携等についての実施要領を策定し、自主点検、集団指導、共同監督等を相互に関連付けながら実施しているもの、②

など効果的な取組を行っている状況がみられる。

ウ 外国人労働者、技能実習生

管内に多くの外国人労働者及び技能実習生が就労している局においては、外国人労働者等の労働条件の確保を重点課題として積極的に取り組んでいる状況がみられ、中には、次のような取組を行っているものがみられる。

(ア) 管内にポルトガル語や中国語を母国語とする外国人労働者が多数就労しており、これら労働者の労働災害、申告・相談が増加していることから、文化の違いを踏まえた基本的な安全衛生の確保等に関する小冊子を

これら母国語で作成するとともに、これをハローワークの窓口において配布するほか、JITCOに対しても協力を求めるなど様々な機会を通じて、外国人労働者への配付・周知を幅広く行っているもの

(イ) [redacted] 出入国管理機関と役割分担を含めた調整等を行い、受入れ事業場に対しては労働基準監督機関が、受入れ団体に対しては出入国管理機関がそれぞれ臨検等を実施するとともに、事後措置についても両機関が連携を取りつつ、是正勧告や準不正行為としての処分を行っているもの

(ウ) [redacted] 局・署が連携を図り、局においては受入れ団体への自主点検及び集団指導、署においては受入れ事業場への集団指導、監督指導等を実施するなど、それぞれが役割を担いながら取組を進めているほか、使用者が是正に応じない賃金不払事案に関しては、司法処分を行うこととし、強制捜査を局・署合同で実施するなど積極的かつ厳正な対応を行っているもの

エ 有期契約労働者

各局とも、有期契約労働者の労働条件の改善を図るため、有期契約労働者就業環境改善プロジェクトについては、労働条件確保改善推進委員会を設置し、各地域における有期契約労働者の労働条件の改善を図るための方策について検討を行うとともに、地域の事業主団体を通じ具体的改善を促進するための指導援助を行うなど適切な実施に努めており、中には、局・署で対応した労働相談票の内容を分析し、有期契約労働者の労働条件の改善が必要な地域、業種等をよりの確に選定しているものがみられる。

2 最低賃金制度の適正な運営

各局とも、地方最低賃金審議会の運営に当たっては、事前に各委員の問題意識等を把握した上でわかりやすい資料を作成するなどにより、円滑な推進に努めている状況がみられ、また、多くの局においては、最低賃金の周知広報については、管内の市町村広報誌による周知を重視し、職員が前年度掲載されなかった市町村へ直接足を運び要請を行うなど、掲載率の向上に努めている状況がみられるほか、中には、①一般求人誌に新規求職者の初任給が掲載されていることに着目し、求人誌発行会社に対して最低賃金制度の理解と協力を要請した結果、延べ56回に渡り求人誌に無料で掲載されているもの、②局ホームページに「719円って何？」という興味を引くバナー広告を掲載し、これをクリックすることにより最低賃金の広報画面が表示されるものなど、工夫を凝らした取組もみられる。

さらに、多くの局においては、最低賃金の履行確保を主眼とした監督指導については、監督対象事業場の選定も含め、的確な監督指導に努めている状況がみら

れるが、一部の局においては、

よりの確に

監督対象事業場を選定するための十分な検討を行っていないものもみられる。

3 過重労働の防止等労働者の健康を確保するための対策の展開

(1) 過重労働による健康障害防止のための対策の推進

各局とも、過重労働による健康障害防止のための総合対策（以下「過重労働防止対策」という。）については、重点課題と位置付けて推進しており、①事業場の規模に応じて、局・署の役割分担を行った上で効果的な周知を行っているもの、②過重労働防止対策に基づく指導内容をわかりやすくまとめた措置一覧表を職員に配布し、斉一的かつ効果的な監督指導及び個別指導に努めているものなど、積極的に取り組んでいる状況がみられ、中には、監督・安全衛生・労災補償の各部署の連携の下で、局においては過重労働連絡会議、署においては職業性疾病対策会議の設置とその運営を通じ、

がみられる。

また、少なからぬ局においては、改正安衛法における医師による面接指導制度等が平成20年度には50人未満の事業場に対しても適用されることとなることを見据え、50人未満の事業場を対象とした同制度の周知用リーフレットを作成し、その受皿の一つとして期待されている地域産業保健センターの紹介に努めたり、改正安衛法の内容も記載された地域産業保健センターの事業紹介用パンフレットを事業場へ配布しているなどの状況がみられ、中には、署が地域産業保健センターに対して、長時間労働者に対する医師による面接指導等の実施を希望する50人未満の事業場を労働基準協会や商工会の傘下会員から募るよう指導しているものがみられる。

しかしながら、一部の局においては、次のような問題点がみられる。

ア 過重労働防止対策に資するよう局独自に作成した監督付表については、あらゆる重点対象に対する監督指導においてもこれを活用し指導を行うこととしているにもかかわらず、署においては、過重労働防止対策を主眼とした監督指導以外には、同付表を活用した指導を行っていないなど、局指示に基づく本対策の取組を十分に行っていないもの

イ 署において、過重労働防止対策に係る指導を行うに当たり、本対策の趣旨及び必要となる措置内容について十分に理解していないことから、労働時間の実情や事業場の過重労働に対する取組状況に照らし、本来行うべき指導を的確に行っていないなど、指導に適切さを欠いているもの

(2) アスベストによる健康障害の予防対策の推進

各局とも、アスベストによる健康障害防止対策については、中期的な視点も踏まえつつ、石綿障害予防規則（以下「石綿則」という。）の周知、アスベス

ト等が使用されている建築物等の解体等の工事（以下「アスベスト解体工事」という。）に対する監督指導・個別指導等の実施、地方公共団体との連携による情報の収集及び合同立入調査の実施、急増している健康管理手帳の交付申請等への対応、健康相談会の開催など、積極的な取組を行っており、中には、次のような取組を行っているものがみられる。

ア 地方公共団体との情報交換の中で、建設リサイクル法の登録事業者による解体工事の施工割合が８％程度であるにすぎないことが明らかになったことから、登録事業者のみならず、実際に解体工事を施工する事業者を把握するため、

当該事業者に自主点検を実施するなど、石綿則の周知を的確に行っているもの

イ アスベストの製造・取扱いを行っていた可能性のある業種の約１,５００事業場に対して、アスベスト取扱い業務の有無等に係る通信調査を実施したところ、過去にアスベストの製造・取扱いを行っていた事業場を新たに把握し、当該事業場における関係労働者の健康管理の徹底を指導しているもの

ウ 局内の店社ごとのアスベスト解体工事に対する指導状況等の情報を整備するため、労働基準行政情報システムを活用して、

効率的な監督指導等を行っているもの

エ アスベストに係る労災認定申請が急増したことに伴い、平均賃金の局長決定が必要となる事案が増加している状況を踏まえ、局賃金課室において、①労災補償課が例年実施する「新任業務上疾病担当者研修」において、平均賃金の決定に係る研修枠の新設を働きかけ、研修を行うとともに、関係通達等を取りまとめた冊子を作成、配布しているもの、②署における当該事務処理の効率化を図るため、局労災補償課と連携を図りながら、同業種・同規模の事業場における同種労働者の賃金額調査及び賃金構造基本統計調査等に基づく推算を一括処理しているもの、③労働基準行政情報システムの掲示板を活用して代表的な事例を「平均賃金Ｑ＆Ａ」として示しているものなど、平均賃金決定事務の円滑な実施に努めているもの

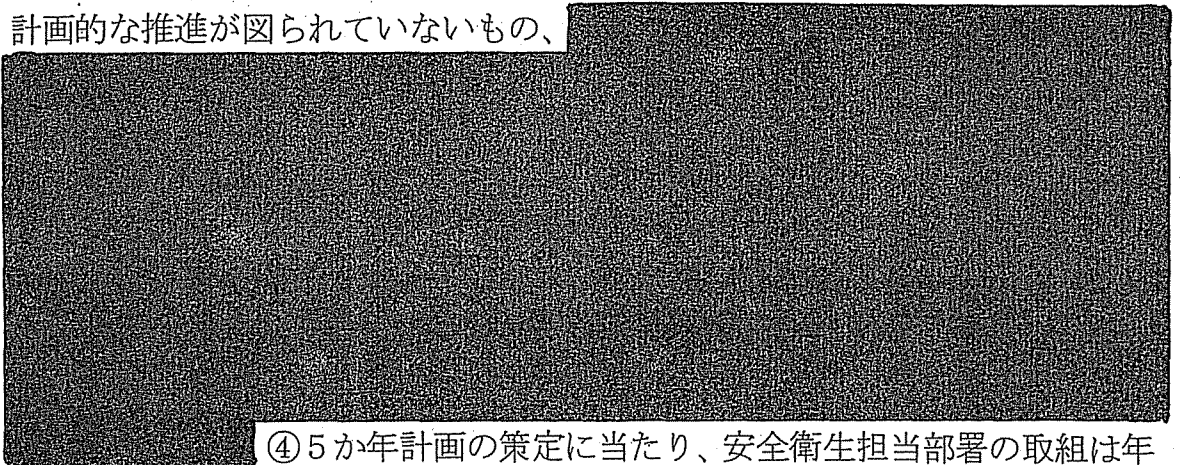
しかしながら、一部の局においては、①３カ年計画を策定していないもの、②署において３カ年計画を策定しているものの、その内容は、アスベスト解体

工事に対する監督指導のみとなっており、建築物に吹き付けられたアスベストの損傷等による労働者のばく露防止対策、健康管理手帳制度の周知など必要な対策が盛り込まれていないものがみられる。

(3) その他の職業性疾病予防対策の推進

総じて各局とも、職業性疾病予防対策については、職業性疾病の発生状況や特殊健康診断における有所見者の状況等を踏まえ、中期計画を策定するなど、計画的な推進に努めている状況がみられ、中には、腰痛による業務上疾病の死傷災害の割合が全国平均と比べ高く、発生件数も全国ワーストワンであることから、局に労災病院の専門家等からなる「腰痛予防対策連絡協議会」を設置し、管内の腰痛による業務上疾病の分析、予防対策の好事例の収集などにより、例えば、道路貨物運送業では荷台の高さを調整するエアーススペンション車の導入、小売業では荷の運搬用の各種台車の紹介、介護事業では各種ストレッチャーの紹介など、腰痛の発生リスクが高い業種ごとに予防対策の具体的な実施事項を取りまとめた冊子を作成し、特に、発生割合が高い署においては、これを活用して集団指導・個別指導を実施するなど、効果的な対策を展開しているものがみられる。

しかしながら、一部の局においては、第6次粉じん障害防止総合対策5か年計画については、①各署で年度ごとに実施すべき監督指導件数が決定されておらず、局は毎年度の署の監督指導実績を集計しているに過ぎないため、対策の計画的な推進が図られていないもの、



④5か年計画の策定に当たり、安全衛生担当部署の取組は年度ごとに定めることとしているため、監督担当部署と安全衛生担当部署におけるそれぞれの役割分担や連携について十分な協議が行われていないものなどがみられる。

(4) メンタルヘルス対策の推進

総じて各局とも、メンタルヘルス対策については、新たに「労働者の心の健康の保持増進のための指針」が策定されたこと、労働安全衛生規則の改正により衛生委員会等における付議事項としてメンタルヘルス対策に関する事項が追加されたことを踏まえ、その周知に努めるとともに、都道府県をはじめ関係機関との連絡会議を開催しているなどの状況がみられ、中には、次のような取

組を行っているものがみられる。

ア メンタルヘルス相談体制について、①公的相談機関の利用促進を目的として、予約の必要の有無、診療時間帯など相談者が必要とする情報を分かりやすくまとめたリストを作成し、局ホームページに掲載するなどにより周知を図っているもの、②県医師会、県精神衛生協会、保健所、地域産業保健センター等多くの機関の理解と協力を得て、労働者のメンタルヘルスに関する相談対応が可能な医療機関の連絡先、診療時間帯等に関するパンフレットを作成し、県、関係機関等を通じて幅広い周知を図っているものなど、その体制整備に努めているもの

イ 県内の自殺者に占める勤労者の割合が増加傾向にあったことから、局から県医師会、産業保健推進センター、県精神科病院協会等へ呼びかけを行った結果、これら機関の連携により、20 の医療機関が参加してボランティアで無料相談を実施する「産業保健こころの健康アドバイザー制度」が創設され、その翌年には参加医療機関の数も増加し、着実な実績を残しているもの

4 労働災害を大幅に減少させるための対策の展開

(1) 死亡災害等労働災害防止対策

総じて各局とも、労働災害が急増したことを踏まえ、時宜を失することなく緊急的な対策を展開しているもの、第10次の労働災害防止計画（以下「10次防」という。）における取組について、労働災害の発生状況等を踏まえて中間評価を行い、第3次産業を中心とした問題業種に対する対策強化を追加する見直しを行うものなど、適切な対策の推進に努めている状況がみられ、中には、次のような取組を行っているものがみられる。

ア 現場パトロールや労働災害防止講習会において、墜落災害、ワイヤーロープの切断による荷の激突災害及び工作機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の発生状況をダミー人形を使用して再現し、参加者に労働災害の悲惨さを認識させ、安全意識の高揚を図っているもの

イ トラック運送業において、荷の積卸し作業に係る労働災害が多発していることから、局独自の当該労働災害防止のための指針を策定するとともに、警察機関及び地方運輸機関と連携の上、中期計画を定めてその普及を図っており、署においては事業者向け、荷役作業の職長向けの集団指導をそれぞれ実施するなど重点的な取組を展開している結果、当該労働災害発生件数の減少につなげているもの

ウ 林業が重点対象である署において、林業における伐木、かかり木の処理、車両系建設機械等の作業ごとの安全対策について挿絵を使った分かりやすいプレゼンテーションファイルを作成し、これを活用した効果的な集団指導を実施するとともに、局において、これをCD-ROM化し、全署に参考として配付して、その活用を図っているもの

しかしながら、一部の局においては、重点業種の休業4日以上の労働災害を20%減少させるという10次防における目標の達成が困難な状況にあるにもかかわらず、残りの計画期間中に取り組むべき事項について何ら検討が行われていないものがみられるほか、次のような問題点がみられる。

ア 改正安衛法を踏まえ、事業場における自主的な安全衛生管理活動の一層の促進を図ることとし、その取組の一環として、

これに基づき実施することを指示しているにもかかわらず、一部の署においては、同計画の策定にとどまり何ら具体的な取組を行っておらず、また、局も各署の取組状況を把握していないもの

イ が指導対象となっていないもの

(2) リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進

各局とも、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム（以下「マネジメントシステム」という。）については、改正安衛法を契機として、年間安全衛生管理計画の作成指導、集団指導、自主点検等の機会を通じて、事業場における取組状況の把握や普及促進に努めている状況がみられ、中には、マネジメントシステムの普及促進を目的とする管内の主要事業場からなる研究会の活動の支援を行っているものがみられるほか、次のような取組を行っているものがみられる。

ア 改正安衛法の施行を念頭に置き、リスクアセスメントを基本に据えたマネジメントシステムの普及促進を図るため、「経営トップ1,000人の決意結集」と称して、経営トップ自らがコンプライアンスの徹底とマネジメントシステムの推進を宣言する文書に署名して決意表明を行うよう要請するとともに、この文書を1,000人以上から集めた取組実績を踏まえ決起集会を開催するなど、企業におけるマネジメントシステムの普及促進と管内における気運の醸成に努めているもの

イ 規模50～100人未満の工業的業種の事業場へのリスクアセスメントの導入、100人以上の事業場へのマネジメントシステムの導入を計画的に推進するための5か年計画を策定し、管内の事業場におけるリスクアセスメントに係る具体的な実施事例を盛り込んだ分かりやすい手引を作成し、これを活用しながら、①局は自主点検とその結果に基づく意欲的な事業場に対するマネジメントシステムに係る集団指導の実施、②署は局のマネジメントシステムに係る集団指導の結果を踏まえた個別指導によるモデル事業場の育成、リス

クアセスメントに係る集団指導及び個別指導の実施など、局・署の役割分担を明確にした計画的な取組を行っているもの

ウ 事業場のマネジメントシステムについての容易な取組を可能とするために、安全衛生水準に応じた導入レベルを5段階に設定の上、各段階ごとの具体的な実施事項を提示し、順次レベルアップを図る「ステップアップ方式」を創設するとともに、その導入に必要な手順等の関係資料一式を収録したCD-ROMの作成により広範に周知を行うなど、導入に意欲のある事業者の自主的かつ段階的な取組について効果的な支援を図っているもの

しかしながら、一部の局においては、リスクアセスメントやマネジメントシステムについてリーフレットの配布など一般的な周知にとどまっているなど、改正安衛法を踏まえた導入促進のための取組が十分に行われていない状況もみられる。

第3 年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定状況

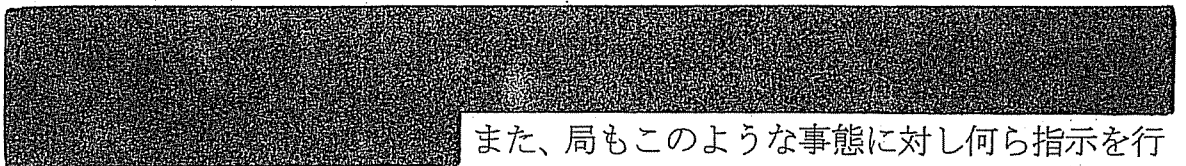
1 年間監督指導計画の策定状況

総じて各局とも、申告・相談件数が引き続き高水準で推移し、受動業務に多くの業務量を投入せざるを得ない状況の下、管内状況を踏まえ、一般労働条件の確保・改善対策、労働災害防止対策等に係る臨検監督業務量の最大限の確保と適切な配分に配意しつつ、的確な重点対象を選定し、他の行政手法との有機的な連携を図りながら、年間監督指導計画（以下「監督指導計画」という。）を策定している状況がみられる。

しかしながら、一部の局においては、次のような問題点がみられる。

- (1) 監督指導計画の庁外活動業務量の算定に当たって、①長期未処理事案の進捗管理を理由に、その多寡にかかわらず、全署一律に署長の庁外業務量を2人日減じているもの、②安全衛生を担当している方面主任は、他の方面主任に比べ1か月当たりの庁外活動業務量を2人日減じている中で、さらに新任の安全衛生管理者研修のためとして、具体性をもった研修実施計画もなく、これに要する業務量も不明確なまま年間12人日を減じているものなど、庁外活動業務量の最大限の確保に十全を欠くもの
- (2) 監督指導計画の全業務量に占める「その他」の業務量比率を抑えるという局の指示に合わせるため、発注機関や各種関係団体等外部からの出席要請による会議等を集団指導として計上した結果、これら受動的な業務が集団指導の多くを占め、本来、行政が主体的に実施すべき集団指導に積極的に取り組もうとする姿勢に欠けるもの

- (3) 署において、



っていないもの

- (4) 局が署において監督指導計画の変更を行う場合の手續等を明確にしていなかったことから、署が行った計画変更について、局との協議が行われず、局の指導調整が行き届いていない結果となったもの

2 年間安全衛生業務計画の策定状況

総じて各局とも、安全衛生業務については、管内状況を踏まえ、安全衛生業務運営要領に基づき年間安全衛生業務計画（以下「安全衛生計画」という。）を適切に策定し、計画的に推進しようと努めており、中には、10次防の取組状況について、局において、同計画の中間年度である平成17年度までの労働災害発生状況、建設業、製造業等の重点業種ごとの推進状況を分析した上で、残りの計画期間中における具体的な対策等を取りまとめ、各署に対して文書により指示し、各署においては、これを踏まえた安全衛生計画が策定されるなど、局・署の計画的な取組が行われているものがみられる。

しかしながら、少なからぬ局においては、署における安全衛生計画は策定されているものの、依然として、局自らが実施する安全衛生計画が策定されていない状況がみられるほか、次のような問題点がみられる。

- (1) 安全衛生部署が安全衛生業務を主体的に推進するという意識が希薄なため、安全衛生計画の策定に係る指示が、監督指導計画の策定要領において監督指導計画と関連した部分についてのみ行われ、安全衛生業務の全体について行われていないもの
- (2) 安全衛生計画における業務量の配分について、各署で有する問題点が異なっているにもかかわらず、局が一律に安全関係、衛生関係の配分目安を同率として計画の策定を指示していることから、多くの署では目安どおりの計画を策定し、真に各署の管内事情を踏まえた行政課題に対する的確な計画となっていないもの
- (3) 署において、食料品製造業における労働災害の発生件数が数年間減少せず、製造業に占める割合が最も高いにもかかわらず、安全衛生計画等の策定時において、労働災害発生原因の分析等を行い、有効な対策の有無を検討することなく、単に労働災害発生後における災害時監督の実施のみによる受動的な対応にとどまっているもの

3 年間監督指導計画及び年間安全衛生業務計画の策定に当たって局の署に対する組織的な指導調整

総じて各局とも、監督指導計画及び安全衛生計画の策定に当たっては、監督課と安全衛生主務課が連携の上、署が作成した両計画案についての調整会議を実施

しており、例えば、監督担当部署と安全衛生担当部署との連携が必要であると考えられる重点対象について、それぞれの部署が講ずる行政手法と投入業務量、主担当部署等が一覧できる様式を示し、これを使用して署に計画案を作成させるなどにより、実効ある指導調整に努めているなどの状況がみられる。

しかしながら、一部の局においては、調整会議の結果について必要な記録を残していないため、調整時の考え方等が把握できない状況になっているものがみられるほか、次のような問題点がみられる。

- (1) 労働災害が減少せず、継続的な対策が必要である金属製品製造業における労働災害防止対策について、監督対象事業場が粉じん対策、化学物質疾病対策等と重複するため、これら監督指導において併せて指導を行うこととして、独自に当該重点対象に係る監督対象事業場を計上しない計画を策定しているが、局が監督指導計画の調整に当たって、具体的な監督対象事業場まで踏み込んで調整していないため、実際には監督対象事業場が重複しておらず、当該重点対象に係る監督指導が実施されないこととなっているもの

- (2) ①過重労働防止対策について、局からは、

特段の修正の指示

を行っていないもの、②

特段の修正指示を行って

いないものなど、適切な調整を行っていないもの

第4 監督指導業務及び安全衛生業務の運営状況

1 申告・相談事案への対応

総じて各局とも、申告・相談件数が引き続き高水準で推移する中で、申告・相談者の置かれている状況に意を払いつつ、懇切・丁寧な相談対応に努めるとともに、申告事案に対しては、長期未処理事案等について、個別事案検討会を開催し、署管理者が担当者から処理状況を確認した上で今後の具体的な処理方針を示すなど、組織的な取組を行うことによって迅速かつ適切な処理に努めている状況がみられる。

しかしながら、一部の局においては、①

②申告受理から着手までの期間が特段の理由もなく2週間以上経過している

ものや着手後1か月間何ら対応していないものなどその処理に適正を欠くものがみられる。

2 監督指導業務の実施状況

(1) 監督指導の実施状況

各局とも、監督指導については、本省の指示に基づき、適切な業務運営に努めている状況がみられ、中には、①署において、申告等受動業務の実績が計画業務量を大きく下回ったことから、能動業務に業務量を振り向けるという積極的な対応を行っているもの、②署の管内が広いという地域事情を踏まえ、遠隔地にある監督対象事業場を臨検するに当たり、

効率的な監督指導を実施しているものがみられる。

また、労災かくしについて、署において、

労災かくしの事案の把握に努めており、その結果、司法処分に付した実績も着実に上がっているものがみられる。

しかしながら、一部の局においては、次のような問題点がみられる。

ア 局への会計事務の集中化に伴い、署の庶務・会計業務を監督業務や安全衛生業務を担当する職員へ兼任させることとしたにもかかわらず、必要な研修や指導援助を行わなかったため、当該者については、庶務・会計業務が円滑に処理できないことが原因となって、第一四半期における監督・安全衛生業務について、計画に基づく庁外活動がほとんど実施できていないもの

イ 実効ある監督指導が実施できていないもの

ウ

本台帳制度の理解が不十分なもの

エ

総合監

督を実施することなく、また、不必要な監督件数の計上を行っているもの

オ

不必要な監督件数の計

上を行っているもの

(2) 司法処理の取組状況

各局とも、重大・悪質な事案に対しては、強制捜査を含めた厳正な司法処理に努めている状況がみられ、中には、①特別司法監督官が各署を巡回し、長期未処理事案について必要な指導を行った結果、捜査処理日数の大幅な短縮と司法処分の着手件数の増加という実績につながっているもの、②労働災害の発生後 10 日以内に署から違反条文、署の処理方針等を局に報告させ、司法処分とすべき事案については、局・署において早期に処理方針の協議を行っているものがみられるほか、次のような取組を行っているものがみられる。

ア 司法処分について、平成 17 年の実績が低調であり、その改善を図るため、署においては、捜査着手段階で地方検察庁と協議を行うこととし、局においては、機会あるごとに労働基準監督機関における司法処分の意義について説明し理解を求めたところ、

労働基準監督官（以下「監督官」と

いう。）全員が参加する司法研修を地方検察庁との捜査実務協議会に衣替えし、現在捜査中の事案を題材として捜査上の疑問点などを協議し、一定の結論を得ることにより当該事案の捜査の進展につなげるなどの取組を行った結果、着実に成果が現れているもの

イ 監督官の捜査実務の向上等や地方検察庁の担当検察官との意思の疎通を目的として、ランチミーティング形式による司法協議会を定期的を開催し、現在捜査中の個別事案の捜査方法等について意見交換を行っているもの

ウ 署において、労働基準行政情報システム端末内のネットワーク共有ドライブに、過去の司法関係書類を入力し、これをひな型として活用することにより、事務処理の迅速化と効率化を図ったことなどにより、送検件数が 1 人当たり 4 件以上となっているもの

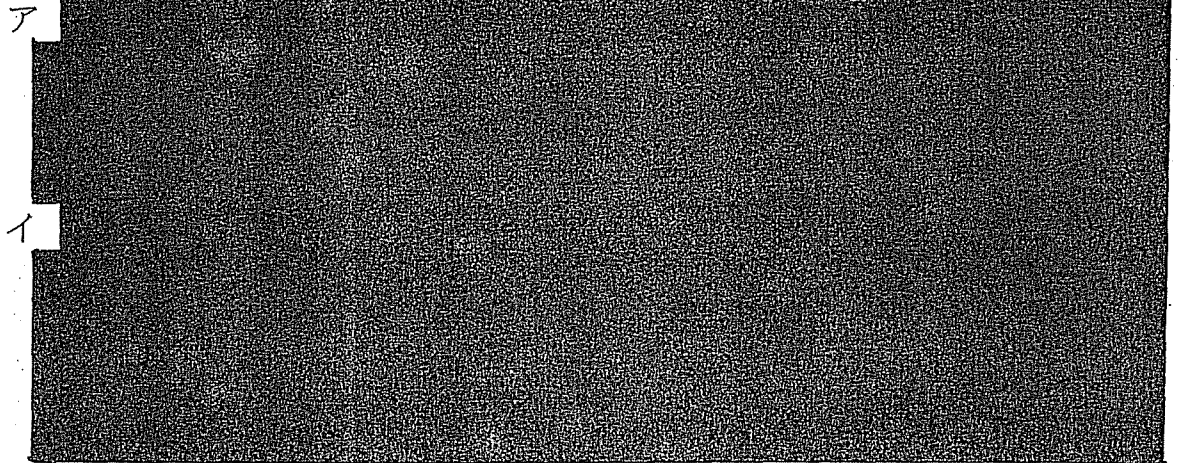
エ

捜索・差押を行ったところ、捜査への妨害行為等が

認められたことなどから、局及び4署による体制を整えた上で被疑者の逮捕に踏み切るなど、厳正に対処しているもの

しかしながら、一部の局においては、平成16年度以降、司法研修を実施していないものや、次のとおり、重大かつ悪質な事案について、積極的に司法処分を行おうとする姿勢に十全を欠くものがみられる。

ア

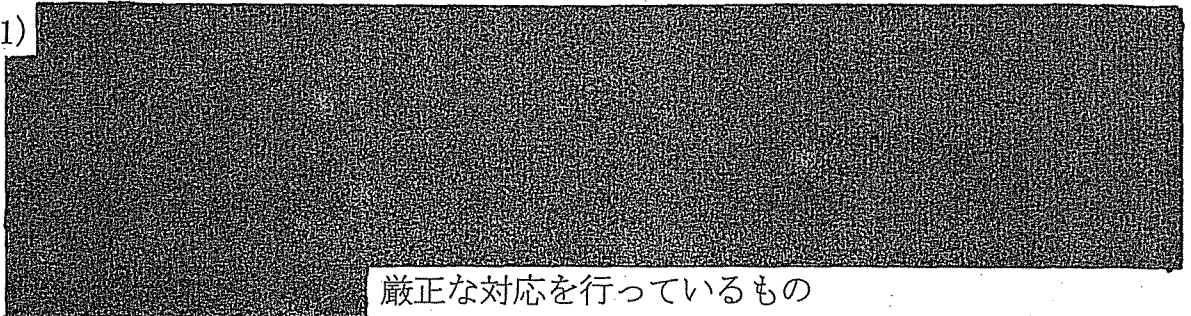


イ

3 安全衛生業務の実施状況

各局とも、局版の安全衛生業務運営要領及び安全衛生計画に基づき、安全衛生業務の効率的な運営に努めている状況がみられ、中には、①管内の重点業種について、署指導により、主要事業場を構成員とする労働災害防止協議会を発足させ、自主的活動の促進に努めているもの、②検査期間に3か月を要する超大型クレーンの落成検査について、局・署の担当官を動員し、効率的な実施を図るとともに、併せて研修効果を持たせているものがみられるほか、次のような取組を行っているものがみられる。

(1)



- (2) 事故報告書により、移動式クレーンの転倒災害が多発していることを把握し、当該災害の防止を図るため、公共工事発注機関連絡会議における指導要請、ゼネコン店社トップに対する転倒事故防止要請等を行うとともに、関係団体と連携を図り、クレーン運転者向けの転倒事故防止を呼びかけるステッカーや事業者向けのモデル移動式クレーン作業計画書を作成し、その普及を図るなど、問題意識を持って事故報告書を分析し、効果的な一連の取組を実施しているもの
- (3) 管内に多数存在する飲食店等サービス業における労働災害防止の意識啓発を図るため、毎年開催している「健康と安全推進大会」の後援団体に地元法人会、振興会、商店街等を新たに加えることにより、同大会を飲食店経営者等の

幅広い参加を得て実施するとともに、労働者の健康づくりを進める観点から、保健所との連携により、無料で健康相談、健康診断等を実施し地域住民全体の意識の醸成を図るなど、対策が難しいサービス業を対象に工夫した取組を行っているもの

しかしながら、少なからぬ局においては、個別指導において、改善報告を求めべき事案が認められたにもかかわらず、安全衛生指導書によらず、口頭指導にとどめている状況がみられるほか、一部の局においては、局が管内状況から特定の業種・規模の事業場に対して、安全衛生管理計画書を統一的に作成させようとしているものの、署が局で示した選定基準とは異なる基準で対象事業場を選定し、局もこれを認識しているにもかかわらず、必要な指導を行っていないため、斉一的な行政の展開が図られていないものがみられる。

第5 その他

1 地方労働基準監察監督官制度の運営状況

総じて各局とも、平成18年度から定期的に実施する監察の実施回数が少なくとも2回から1回に変更されたことを踏まえ、各署の実情にあわせて実施時期や実施手法などを考慮するなど、地方監察の効率的かつ効果的な実施に努めている状況がみられ、中には、机上監察を導入することによって、長期間未完結事案等の実態を的確に把握し、改善すべき事項等を文書で指摘するなど適切な取組を行うことはもとより、長期未完結事案が多く進行管理が適切に行われていないなどの署に対しては随時監察を実施するとともに、監察の指摘に対する署からの改善報告についても、改善した内容等を具体的に記述させるなど、監察機能の充実・強化に努めているものがみられる。

2 適正な個人情報の管理

総じて各局とも、個人情報の適正な管理に努めており、書面の受付・交付、郵送、FAX送信、インターネット送信等の各作業ごとの留意点を作成し、各級管理者を対象とした会議を開催するなどによって、その周知・徹底を図っているもの、また、情報漏えいが発生した場合には、その原因と再発防止のための対策について検討を加え、署長会議等を通じてその徹底を図るなど必要な対策を講じているものなどの状況がみられる。

しかしながら、一部の局においては、局指示による自主点検結果から、過去に個人情報を漏えいさせた署が繰り返し問題ありとされ、局においてもこれら実態を把握しているにもかかわらず、局が同様の問題を抱える他署の改善事例等を示すなどの必要な指導を行っていないなど、組織として再発防止に取り組む姿勢に十全を欠くものがみられる。

3 業務運営体制の整備

総じて各局とも、効率的な業務運営を行える体制の整備に努めている状況がみ

られるが、一部の局においては、署において管内で死亡災害が多発したことを受けて緊急に災害多発業種に対する集団指導を実施することが必要になったにもかかわらず、2か月前に経理関係資料を整え、局に予算要求しなければならないという局独自の会計処理要領のために、必要な収容能力を持つ外部会場の借上げが出来ず、庁舎内の狭隘な会議室を使用したために、本来一回で済む集団指導を数回に分けて実施するという非効率な業務運営を行っているものがみられる。